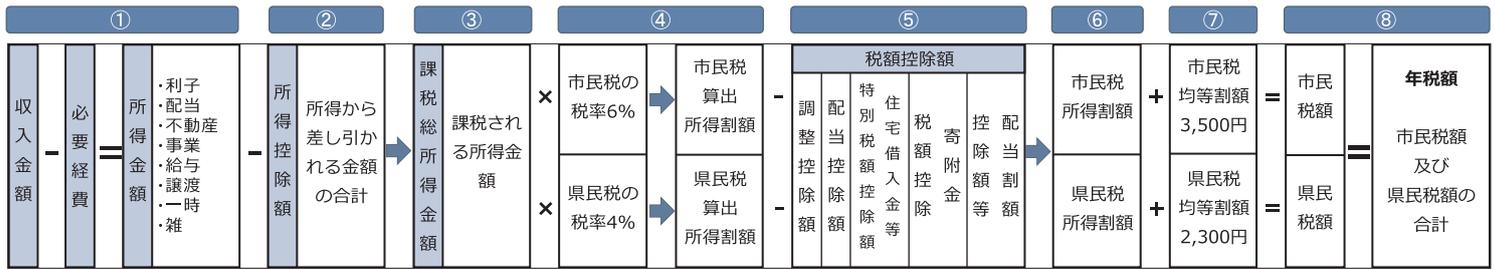


平成28年度の市民税・県民税の計算方法について

市民税・県民税の計算の流れは、次のようになります（平成28年度の市民税・県民税は平成27年中の所得を基に計算します）。



①収入金額・必要経費・所得金額（税額計算シートの1に計算した結果を記入します）

所得金額は、収入金額から必要経費等を差し引いた金額です。

営業等	小売業、飲食業、サービス業等の営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、税理士、外交員、大工、左官、漁業等の事業から生ずる所得
農業	農作物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜の育成等から生ずる所得
不動産	貸家、貸事務所、地代等の賃貸料、不動産貸付の権利金・礼金等の所得
利子	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配金等の所得（源泉分離課税分は除く）
配当（株式等）	株式又は出資の配当、協同組合等の剰余金の分配等の所得
配当（上場等）	配当（株式等）のうち、特定配当等（一定の上場株式の配当等）の所得（申告分離課税を選択した分は除く）
給与	俸給、給料、賃金、賞与等の所得（前年中の総支払額で税金等を差し引く前の金額） ※ 勤務先から源泉徴収票をもらっている人は、申告書の所定の位置に添付してください。 ※ 給与収入から給与所得金額を算出するときは、下記の速算表により求めてください。
雑（公的年金等）	恩給・国民年金・厚生年金・共済年金等の所得 ※ 公的年金等の所得金額を算出するときは、下記の速算表により求めてください。
雑（その他）	著述家以外の人の原稿料、講演料、放送謝礼等、上記のいずれにも該当しない所得
総合課税の譲渡 （短期・長期）	土地建物以外の資産（車両、機械、特許権、営業権等）の譲渡による所得 ※ 短期は、その資産の取得の日以後5年以内に譲渡したもの。長期はそれ以外。
一時	賞金、懸賞当選金、競馬・競輪等の払戻金、生命保険の満期返戻金等の一時的な所得

【給与所得金額の速算表】

給与等の収入金額a	給与所得の金額	給与等の収入金額a	給与所得の金額	※b = a ÷ 4（千円未満の端数切捨て）
～650,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	b × 2.4	
651,000円～1,618,999円	a - 650,000円	1,800,000円～3,599,999円	b × 2.8 - 180,000円	
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	3,600,000円～6,599,999円	b × 3.2 - 540,000円	
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	6,600,000円～9,999,999円	a × 0.9 - 1,200,000円	
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	10,000,000円～15,000,000円	a × 0.95 - 1,700,000円	
1,624,000円～1,627,999円	974,000円	15,000,001円～	a - 2,450,000円	

【公的年金等所得金額の速算表】

年齢区分	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
65歳未満 （昭和26年1月2日以後生まれ）	130万円以下	収入金額 - 70万円
	130万円超 410万円以下	収入金額 × 75% - 37万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額 × 85% - 78万5千円
	770万円超	収入金額 × 95% - 155万5千円
65歳以上 （昭和26年1月1日以前生まれ）	330万円以下	収入金額 - 120万円
	330万円超 410万円以下	収入金額 × 75% - 37万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額 × 85% - 78万5千円
	770万円超	収入金額 × 95% - 155万5千円

②所得控除額（税額計算シートの2～16の該当箇所に計算した結果を記入します）

所得控除額は、納税者の個人的な事情により税負担能力が異なることを考慮して、所得金額から差し引くものです。

なお、市民税・県民税の所得控除額は、次のとおりです（所得税の控除額とは一部異なります）。

2) 雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族（平成27年中の総所得金額等が38万円以下の人）が、平成27年中に災害や盗難、横領等により資産に損害を受けた場合の控除 ※ 申告の際には災害関連支出の金額については領収書等の添付又は提示が必要です。 【控除額の計算方法】次のアとイのうちいずれか多いほうの金額 ア) 差し引損失額 - 総所得金額等 × 10% イ) 災害関連支出の金額 - 5万円
3) 医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために平成27年中にあなたが支払った医療費がある場合の控除 ※ 申告の際には支払った医療費等の領収書の添付又は提示が必要です。 【控除額の計算方法】 (支払った医療費) - (保険等により補てんされた額) - (総所得金額等 × 5%又は10万円のいずれか少ない額)（最高200万円）
4) 社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担することになっている社会保険料（健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、介護保険料等）を平成27年中にあなたが支払った場合の控除 ※ 生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落とされている後期高齢者医療保険料や介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。 ※ 申告の際には支払った金額を確認できるもの（領収書等）の添付又は提示をお願いします。

5) 小規模企業共済等掛金控除	<p>小規模企業共済制度に基づき支払った共済契約（旧第2種共済契約を除く）の掛金や、心身障害者扶養共済の掛金または確定拠出年金（個人型）の掛金でああなたが平成27年中に支払った金額がある場合の控除</p> <p>※ 申告の際には支払った掛金の額の証明書の添付又は提示が必要です。</p>																								
6) 生命保険料控除	<p>受取人があなたかあなたの配偶者、その他の親族となっている生命保険契約等又は個人年金保険契約等に基づいて、あなたが平成27年中に支払った保険料や掛金がある場合の控除</p> <p>※ 申告の際には一契約で年間9,000円以下の旧生命保険料以外はすべてについて証明書の添付又は提示が必要です。</p> <p>●平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に適用される控除額の計算式</p> <table border="1" data-bbox="231 347 718 504"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払額 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>●平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に適用される控除額の計算式</p> <table border="1" data-bbox="893 347 1380 504"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払額 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料について、それぞれ計算した控除額を合計します。 (適用限度額：70,000円)</p>	支払額	控除額	12,000円以下	全額	12,000円超 32,000円以下	支払額 × 1/2 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払額 × 1/4 + 14,000円	56,000円超	28,000円	支払額	控除額	15,000円以下	全額	15,000円超 40,000円以下	支払額 × 1/2 + 7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払額 × 1/4 + 17,500円	70,000円超	35,000円				
支払額	控除額																								
12,000円以下	全額																								
12,000円超 32,000円以下	支払額 × 1/2 + 6,000円																								
32,000円超 56,000円以下	支払額 × 1/4 + 14,000円																								
56,000円超	28,000円																								
支払額	控除額																								
15,000円以下	全額																								
15,000円超 40,000円以下	支払額 × 1/2 + 7,500円																								
40,000円超 70,000円以下	支払額 × 1/4 + 17,500円																								
70,000円超	35,000円																								
7) 地震保険料控除	<p>あなたが損害保険契約等に基づいて、平成27年中に支払った地震保険料等がある場合の控除（経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険等に係る保険料等は、従前の損害保険料控除が適用されます）</p> <p>※ 申告の際には証明書の添付又は提示が必要です。</p> <p>【控除額の計算方法】</p> <table border="1" data-bbox="231 761 1380 952"> <thead> <tr> <th>① 損害保険契約等に係る地震保険料を支払っている場合</th> <th>② 平成18年12月31日までに契約締結された長期損害保険料を支払っている場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地震保険料の合計額の2分の1（最高25,000円）</td> <td>支払保険料総額</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料の総額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払保険料 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③ 上記①と②の両方の保険料を支払っている場合……①と②の合計額（最高25,000円）</td> </tr> </tbody> </table>	① 損害保険契約等に係る地震保険料を支払っている場合	② 平成18年12月31日までに契約締結された長期損害保険料を支払っている場合	地震保険料の合計額の2分の1（最高25,000円）	支払保険料総額	控除額	5,000円以下	支払保険料の総額	5,000円超 15,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 2,500円		15,000円超	10,000円	③ 上記①と②の両方の保険料を支払っている場合……①と②の合計額（最高25,000円）											
① 損害保険契約等に係る地震保険料を支払っている場合	② 平成18年12月31日までに契約締結された長期損害保険料を支払っている場合																								
地震保険料の合計額の2分の1（最高25,000円）	支払保険料総額	控除額																							
	5,000円以下	支払保険料の総額																							
	5,000円超 15,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 2,500円																							
	15,000円超	10,000円																							
③ 上記①と②の両方の保険料を支払っている場合……①と②の合計額（最高25,000円）																									
8) 配偶者控除	<p>あなたに平成27年中の合計所得金額が38万円（給与のみの場合は収入金額が103万円）以下の生計を一にする配偶者（他の所得者の扶養親族になっている人、事業専従者を除く）がいる場合の控除</p> <p>【控除額】 一般の控除対象配偶者……33万円 老人控除対象配偶者……38万円</p> <p>※ 老人控除対象配偶者……控除対象配偶者のうち70歳以上の人</p>																								
9) 配偶者特別控除	<p>あなたの平成27年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者（他の所得者の扶養親族になっている人、事業専従者を除く）の平成27年中の合計所得金額が38万円を超え76万円未満（給与のみの場合は収入金額が103万円超141万円未満）の場合の控除</p> <p>※ 申告書には配偶者の収入金額を記入してください。なお、配偶者の合計所得金額が38万円以下のとき又は76万円以上であるときは、配偶者特別控除は受けられませんので記入しないでください。</p> <p>【配偶者特別控除早見表】</p> <table border="1" data-bbox="231 1288 901 1467"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円～380,000円</td> <td>0円</td> <td>600,000円～649,999円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>380,001円～449,999円</td> <td>33万円</td> <td>650,000円～699,999円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>450,000円～499,999円</td> <td>31万円</td> <td>700,000円～749,999円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>500,000円～549,999円</td> <td>26万円</td> <td>750,000円～759,999円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>550,000円～599,999円</td> <td>21万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	0円～380,000円	0円	600,000円～649,999円	16万円	380,001円～449,999円	33万円	650,000円～699,999円	11万円	450,000円～499,999円	31万円	700,000円～749,999円	6万円	500,000円～549,999円	26万円	750,000円～759,999円	3万円	550,000円～599,999円	21万円		
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																						
0円～380,000円	0円	600,000円～649,999円	16万円																						
380,001円～449,999円	33万円	650,000円～699,999円	11万円																						
450,000円～499,999円	31万円	700,000円～749,999円	6万円																						
500,000円～549,999円	26万円	750,000円～759,999円	3万円																						
550,000円～599,999円	21万円																								
10) 扶養控除	<p>あなたに平成27年中の合計所得金額が38万円（給与のみの場合は収入金額が103万円）以下の生計を一にする親族等（他の所得者の扶養親族になっている人、事業専従者を除く）がいる場合の控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般扶養親族……扶養親族のうち16歳以上の人（※ただし、19歳以上23歳未満及び70歳以上は除く）【控除額 33万円】 ●特定扶養親族……扶養親族のうち19歳以上23歳未満の人【控除額 45万円】 ●老人扶養親族……扶養親族のうち70歳以上の人【控除額 38万円】 ●同居老親等……老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属（父母・祖父母等）で、あなた又はあなたの配偶者と同居を常況としている人【控除額 45万円】 																								
11) 障害者控除	<p>あなたの控除対象配偶者、扶養親族が障害者に該当する場合の控除</p> <p>【控除額】 普通障害者……26万円 特別障害者……30万円 同居特別障害者……53万円</p>																								
12) 障害者控除	<p>あなたが障害者に該当する場合の控除</p> <p>【控除額】 普通障害者……26万円 特別障害者……30万円</p>																								
13) 寡婦控除	<p>あなたが次のいずれかに該当する場合の控除【控除額 26万円】</p> <p>① 夫と死別もしくは離婚した後婚姻をしていない人、又は夫の生死が不明の人で扶養親族や平成27年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有している場合</p> <p>② 夫の死別後婚姻していない人、又は夫の生死が不明の人で平成27年中の合計所得金額が500万円以下の場合</p> <p>※ ①又は②に該当する人で、扶養親族である子を有しており、かつ平成27年中の合計所得金額が500万円以下の場合は、特別寡婦に該当します。</p> <p>【控除額 30万円】</p>																								
13) 寡夫控除	<p>あなたが妻と死別もしくは離婚した後婚姻していない又は妻の生死が不明で、平成27年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有しており、かつ平成27年中の合計所得金額が500万円以下の場合の控除【控除額 26万円】</p>																								
14) 勤労学生控除	<p>あなたが学生で、平成27年中の合計所得金額が65万円以下（そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下）である場合の控除【控除額 26万円】</p> <p>※ 申告の際には学生証・勤労学生控除証明書等の提示をお願いします。</p>																								
15) 基礎控除	<p>すべての人に適用される控除【控除額 33万円】</p>																								

③課税総所得金額（税額計算シートの17に計算した結果を記入します）

課税総所得金額は、所得金額から所得控除額合計を引いたものです。

④市民税・県民税算出所得割額（税額計算シートの18・19の該当箇所に計算した結果を記入します）

$$\text{市民税・県民税算出所得割} = \text{課税総所得金額} \times \begin{matrix} 6\% & \text{市民税} \\ 4\% & \text{県民税} \end{matrix}$$

⑤税額控除額（税額計算シートの20～25の該当箇所に計算した結果を記入します）

(20・21) 調整控除

ア) 合計課税所得金額（課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額）が200万円以下の入

$$\text{次の①と②のいずれか小さい額} \times \begin{matrix} 3\% & \text{市民税} \\ 2\% & \text{県民税} \end{matrix}$$

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表差額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額

イ) 合計課税所得金額が200万円超の入

$$\text{次の①の金額から②の金額を引いた金額} \times \begin{matrix} 3\% & \text{市民税} \\ 2\% & \text{県民税} \end{matrix}$$

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表差額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額から200万円を引いた金額
- ※ ①の金額から②の金額を引いた金額が5万円未満の場合は5万円として計算します。

(22・23) 寄附金税額控除

兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部、都道府県、市町村、特別区、神戸市が条例で指定した団体、兵庫県が条例で指定した団体に対して寄附をした場合、次の計算による額が減額（寄附金の合計額が2,000円超の場合に限りません）

【控除額の計算方法】

$$\text{次の①②のいずれか少ない額} \times \begin{matrix} 6\% & \text{市民税} \\ 4\% & \text{県民税} \end{matrix}$$

- ①寄附金の合計額 - 2,000円
- ②総所得金額等 × 30% - 2,000円

※ ふるさと納税

寄附金に、都道府県、市町村、特別区に対する寄附金が含まれる場合は、前記に加えて次の計算による特例控除額を加算します（調整控除後の所得割額の2割が上限）。

$$\text{特例控除額} = (\text{都道府県・市町村・特別区への寄附金額} - 2,000円) \times \text{下表により求めた割合}$$

【特例控除割合表】

課税総所得金額から所得税との控除差額を引いた金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79%
330万円超 695万円以下	69.58%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

【所得税との控除差額表】

控除の種類	差額	控除の種類	差額
基礎控除	5万円	配偶者控除	一般 5万円
障害者控除	普通 1万円		老人 10万円
	特別 10万円	配偶者 特別控除	38万超 40万円未満 5万円
	同居特別 22万円		40万以上 45万円未満 3万円
寡婦控除	一般 1万円	扶養控除	一般 5万円
	特別 5万円		特定 18万円
寡夫控除	1万円		老人 10万円
勤労学生控除	1万円		同居老親等 13万円

(22・23) 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額

区分	課税総所得金額等が1,000万円以下の部分		課税総所得金額等が1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%

(22・23) 住宅借入金等特別税額控除

平成11年～18年又は平成21年～31年6月に住宅に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人で、所得税から引ききれなかった額がある場合は、市民税・県民税所得割額から次のいずれか少ない金額

- 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において引ききれなかった額
- 所得税の課税総所得金額等の合計額に5%を乗じて得た額（最高97,500円）ただし、平成26年4月から平成31年6月に入居された人は、所得税の課税総所得金額等の合計額に7%を乗じて得た額（最高136,500円）

(24・25) 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

配当割または株式等譲渡所得割が特別徴収された場合において、これらの事項に関して申告した場合は、市民税・県民税の所得割から、配当割または株式等譲渡所得割の相当額を控除します。

控除しきれなかった場合は、同一年度分の市民税・県民税均等割に充当し、充当してもなお金額があるときは、当該金額を還付します。

市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5	配当割額又は株式等譲渡所得割額の2/5

⑥市民税・県民税所得割額（税額計算シートの26・27の該当箇所に計算した結果を記入します）

市民税・県民税所得割額は、市民税・県民税算出所得割から税額控除額を引いたものです。

⑦市民税・県民税均等割額

【税額】市民税……3,500円 県民税……2,300円

⑧市民税・県民税年税額（税額計算シートの30・31の該当箇所に計算した結果を記入します）

市民税・県民税年税額は、市民税・県民税所得割と市民税・県民税均等割額を足したものです。

税額計算シート

(例)

A 所得金額		1	円	1,800,000円	
所得控除額	雑損控除	2	円	円	
	医療費控除	3	円	円	
	社会保険料控除	4	円	200,000円	
	小規模企業共済等掛金控除	5	円	円	
	生命保険料控除	6	円	70,000円	
	地震保険料控除	7	円	円	
	配偶者控除	8	円	330,000円	
	配偶者特別控除	9	円	円	
	扶養控除	10	円	円	
	障害者控除	11	円	円	
	本人控除	障害者控除	12	円	円
		寡婦（寡夫）控除	13	円	円
		勤労学生控除	14	円	円
		基礎控除	15	330,000円	330,000円
	B 所得控除額合計		16	円	930,000円
C 課税総所得金額 (A - B) ※ 1,000円未満の端数切捨て		17	円	870,000円	
算出所得割額 (C × 税率)		D 市民税 (6%)	18	円	52,200円
		E 県民税 (4%)	19	円	34,800円
税額控除額	調整控除	F 市民税	20	円	3,000円
		G 県民税	21	円	2,000円
	配当控除	H 市民税	22	円	円
	住宅借入金等特別税額控除	I 県民税	23	円	円
	寄附金税額控除		24	円	円
	配当割額控除 株式等譲渡所得割額控除	J 市民税	25	円	円
K 県民税		26	円	円	
所得割額 ※ 100円未満の端数切捨て		L 市民税 (D - F - H - J)	27	円	49,200円
		M 県民税 (E - G - I - K)	28	円	32,800円
均等割額	N 市民税	29	3,500円	3,500円	
	O 県民税	30	2,300円	2,300円	
年税額	P 市民税 (L + N)	31	円	52,700円	
	Q 県民税 (M + O)	32	円	35,100円	
年税額合計 (P + Q)			円	87,800円	